

## みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第1条 県は、幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近なみどりを創出するため、園庭・校庭の芝生化に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- |    |        |  |
|----|--------|--|
| 一  | 幼稚園    | 学校教育法に規定する幼稚園                                |
| 二  | 小学校    | 学校教育法に規定する小学校                                |
| 三  | 中学校    | 学校教育法に規定する中学校                                |
| 四  | 義務教育学校 | 学校教育法に規定する義務教育学校                             |
| 五  | 高等学校   | 学校教育法に規定する高等学校                               |
| 六  | 特別支援学校 | 学校教育法に規定する特別支援学校                             |
| 七  | 中等教育学校 | 学校教育法に規定する中等教育学校                             |
| 八  | 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園 |
| 九  | 保育所    | 児童福祉法に規定する保育所                                |
| 十  | 園庭     | 県内の幼稚園、認定こども園、保育所等における運動場                    |
| 十一 | 校庭     | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校における運動場  |
| 十二 | 芝生化    | 園庭及び校庭において、芝の植栽を行うこと。                        |
| 十三 | 植樹     | 樹木（木本類）の植栽を行うこと。                             |
| 十四 | 備品     | この事業による補助金の交付を受けて購入した、10万円以上の物品等             |

#### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、前条第1項から第9項までに規定する施設を設置した団体の代表者又は市町村長で、当該施設において芝生化事業を実施し、かつ、その後の適正な維持管理活動に努めることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱（埼玉県みどりの幼稚園・保育所促進事業補助金交付要綱及び埼玉県みどりの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱を含む。）に基づく補助を既に受けたことがある施設については、補助の申請をすることができない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業を実施する際は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- 一 県内の園庭・校庭において、50 m<sup>2</sup>以上の芝生化と植樹を組み合わせ実施すること。
- 二 将来にわたり緑化が良好に生育しうるよう、日照及び良好な土壌環境を確保する配慮をすること。
- 三 「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨が分かるB4サイズ(257 mm×364 mm)以上の案内板を作成し、設置すること。

(補助対象経費)

第5条 対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とする。

- 一 芝生化工事費用(芝の植栽、土壌改良、給排水設備等を含む)
  - 二 植樹費用
  - 三 前条第1項第3号に規定する案内板の設置費用
  - 四 イベント費用(環境意識の醸成等を目的として、園児・児童・生徒や保護者等が芝生化作業を行う際に必要となる物品購入費用)
  - 五 その他費用(障害物移設及び撤去費用、調査・設計費用等)
- 2 前項の各経費の上限額は、別表1のとおりとする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 前条の経費に対する補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

## 第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第7条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)及び、事業計画書(様式第2号)を、毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業実施予定施設の位置図

- 二 敷地平面図に建物と芝生化、植樹及び案内板を設置する位置を示したもの
- 三 芝生化する箇所の求積図及び面積の算出表
- 四 芝生化する位置の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- 五 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し等
- 六 その他知事が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

- 一 補助金等の交付決定の内容
  - 二 補助金等の交付の条件
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第10条 前条第一項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）及び事業変更計画書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の増額変更はすることができない。

- 一 事業に要する経費の配分又は内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
  - 二 事業の中止又は廃止
- 2 前項第一号に規定する、軽微な変更は、次のとおりとする。
- 一 補助対象経費の20%以内の増減
  - 二 芝生化面積の20%以内の増減
  - 三 事業計画の細部の変更
- 3 第一項の申請書には、変更計画書（様式第6号）及び第八条第二項に定める書類のうち当該変更箇所に関する書類を添付しなければならない。ただし、中止・廃止に係る申請の場合は、この限りではない。

（変更等の承認）

第11条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は

条件を附するものとする。

### 第三章 補助事業の遂行等

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告するものとする。

(指示書の通知)

第 13 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第 8 号）により、補助事業者に改善を指示するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。ただし、事業の性質上、作成を要しないものについては、この限りではない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 補助事業に要する費用が記載された契約書及び内訳書の写し
- 二 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- 三 敷地平面図に建物、芝生化、植樹及び案内板を設置した位置を示したもの
- 四 芝生化した箇所の求積図及び面積の算出表（設計値と実測値の比較ができる図面）
- 五 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中、施工後の写真）
- 六 検査調書又は完成検査の結果報告書の写し
- 七 その他知事が必要と認めるもの

3 前項による報告書の提出期限は、補助事業が完了した日又は補助事業に要した費用に係る支出が完了した日のいずれか遅い日から 30 日以内、又は 3 月末日のいずれか早い期日までとする。

(補助の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定

通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 16 条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 11 号）により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第四章 補助金の返還等

（決定の取消し等）

第 17 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第 12 号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第 13 号）により、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

#### 第五章 雑則

（財産の処分の制限）

第 19 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した芝生（給排水設備等を含む）及び備品とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

3 補助事業者は、規則第 19 条に定める知事の承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

（維持管理）

第 20 条 補助事業者は、芝生及び備品を当該補助事業完了の日に属する年度の翌年度から

最低5年間は継続して維持管理しなければならない。ただし、天災地変等によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。ただし、「みどりいっぱい」の園庭・校庭維持管理補助金」又は「身近なみどり市町村支援事業補助金」の申請により、維持管理状況が確認できる場合はこの限りでない。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第22条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1

補助対象	芝生化工事費用	植樹費用	案内板設置費用	イベント費用	その他費用
園庭	なし	50 千円	60 千円	20 千円	芝生化工事費用の 30%以内
校庭	なし	50 千円	60 千円	20 千円	

別表 2

補助対象		補助率		補助対象額 (上限)	補助限度額
公立校庭	1,000 m <sup>2</sup> 以上	7,000 千円以内	対象経費×10/10	23,000 千円	15,000 千円
		7,000 千円超～	対象経費×1/2		
	1,000 m <sup>2</sup> 未満	対象経費×1/2		20,000 千円	10,000 千円
私立校庭		対象経費×1/2		20,000 千円	10,000 千円
公立園庭		対象経費×1/2		3,000 千円	1,500 千円
私立園庭		対象経費×1/2		2,250 千円	1,125 千円

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。